

岐阜県警察官及び警察事務職員募集用パンフレット等のデザイン制作
委託業務に係る企画競争参加業者の公募要領

1 委託の目的

岐阜県警察本部が制作する警察官及び警察事務職員募集用パンフレット、ポスター、クリアファイル及び手提げ紙袋のデザインについて、公募によりデザインの企画競争を実施し、委託業者を選定します。業務委託にあたり、業務の内容、企画競争の参加要件及び選定手続を、この公募要領で定めます。

2 募集の内容

- (1) 業務名
岐阜県警察官及び警察事務職員募集用パンフレット等のデザイン制作委託業務
- (2) 業務内容
別に定める「仕様書」のとおり
- (3) 委託業務期間
契約締結日から令和5年12月8日（金）まで
- (4) 委託費の上限
1,160,500円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 募集に係る事項

- (1) 参加要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
 - ウ 岐阜県から岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (2) 応募の手続等
 - ア スケジュール

項目	日程
① 公募要領等の公表・配布	令和5年5月12日（金）～令和5年6月2日（金）
② 公募要領に関する質問受付	令和5年5月12日（金）～令和5年6月2日（金）
③ 参加申込受付期間	令和5年5月12日（金）～令和5年6月2日（金）
④ 企画提案書等の受付期間	令和5年5月12日（金）～令和5年6月30日（金）
⑤ 審査	令和5年7月上旬（予定）
⑥ 審査結果の通知・公表	令和5年7月中旬（予定）

* 配布・受付は、岐阜県（以下「県」という。）の機関の休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

イ 説明会

説明会は開催しません。

ウ 質問書の提出方法

質問書（別添1）を岐阜県警察本部警務部警務課宛に電子メールにファイルを添付（ファイル形式は、Microsoft Excelとしてください。）し提出してください。その他の方法による質問には回答を行いません。

電子メールアドレス：gifupolice-saiyou@pref.gifu.lg.jp（電子メールの件名に「【質問】募集用パンフレット等のデザイン制作業務委託」と記載してください。）

エ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内にて公開します。

オ 参加申込

①提出書類

- ・参加申込書（別添2）
- ・法人概要書（別添3）
- ・誓約書（別添4）

②提出方法

・令和5年6月2日（金）午後5時15分までに、岐阜県警察本部警務部警務課へ持参又は郵送により提出してください。

・持参は、県の機関の休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

・郵送の場合は、締切日消印を有効とします。

必ず「特定記録」として頂き、郵送後、提出先に確認の電話をしてください。

*確認の電話は、県の機関の休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

・提出書類は紙によるものとします。

カ 企画提案書等

①提出物及び部数

・企画提案書（別添5）2部

*キャッチコピー、パンフレット及びポスターデザインの趣旨については審査の対象となりますので、詳しく説明して下さい。

・募集用パンフレット基本デザイン案（A4判縦、カラープリント）2部

*審査の際に成果品を具体的にイメージ出来るように、「仕様書」に基づいて、各頁のレイアウトを構成した冊子形体（24頁）で提出してください。また、併せて電子メールアドレス宛にデータ送信してください。

なお、文章表現力をPRしてもらうため、提出していただくデザイン案の内に一箇所「未来を考えているあなたへ」などの作文を1か所作成し、その他の文章は、仮の文章で差し支えありません。

- ・ 募集用ポスター基本デザイン案（B2判縦、カラープリント）2部
 - * 「仕様書」に基づいて、岐阜県警察官等募集ポスター【通年用】を提出してください。

【注意事項】 岐阜県警察官等募集ポスター【春・秋用】及びクリアファイル、手提げ紙袋のデザインについては、決定したパンフレット及びポスターと一貫性のあるデザインとするため、契約締結後において、担当者と打ち合わせのうえ、制作を進めます。

② 提出方法

令和5年6月30日（金）午後5時15分までに、岐阜県警察本部警務部警務課へ持参又は郵送により企画提案書等を提出してください。

- ・ 持参は、県の機関の休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。
- ・ 郵送の場合は、締切日消印を有効とします。
必ず「特定記録」として頂き、郵送後、提出先に確認の電話をしてください。
* 確認の電話は、県の機関の休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。
- ・ 提出書類の内容について確認を求める場合があります。

キ 参加に際しての注意事項

① 失格（無効）事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 評定の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 公募要領に違反すると認められる場合
- ・ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ・ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ・ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

④ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑤ 費用負担

企画提案書等作成の他、参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
経費（見積額）は、委託に係る一切の費用の見込額となります。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を経費欄に記載してください。

⑥その他

この公告にかかる一連の手続き及び業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円通貨とします。

参加者は、企画提案書等の提出をもって、公募要領及び「仕様書」の記載内容に同意したものとします。

提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

企画提案書等の提出後に辞退をする場合は、令和5年6月30日（金）午後5時15分までに、参加辞退届（様式任意）を岐阜県警察本部警務部警務課に持参又は郵送により提出してください。

* 郵送の場合は、郵送後、提出先に確認の電話をしてください。

4 審査に係る事項

(1) 審査方法

ア 岐阜県警察本部において、別添6「評定項目及び評定内容」に従い審査を実施します。

イ 審査会において、評定点数の合算が最高点の者を最優秀提案者とします。ただし、最高点の者が複数いる場合は、各審査委員の投票により最優秀提案者を決定します。

また、評定点数が基準に満たない場合は、選定しないことができるものとします。

ウ 応募者が1者のみの場合も審査を行い、採用案に相応しいと判断される場合は、企画提案を提出した企業を選定します。また、採用案に相応しくないと判断される場合又は企画提案がない場合は、再度、公募します。

エ 発注者は、特別の理由がない限り、最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査会

ア 開催日時

令和5年7月上旬（予定）

イ 開催場所

岐阜県警察本部

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後、速やかに応募者に通知するとともに、次の内容を岐阜県ホームページ上で公表します。電話等による問い合わせには応じません。

- (1) 最優秀提案者の名称及び評定点数
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評定点数※（得点順）

※ 応募者が2者の場合には、(3)は公表しないこととする。

6 契約の締結

最優秀提案者は、企画提案書で提示した経費（見積額）の範囲内で見積書を提出し、県との委託業務契約を締結することとなります。

なお、委託業務の実施に関して、受託者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、最終的な仕様については、岐阜県警察の目的にかなうように、担当者との協議を経て詳細事項を決定します。

7 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守

受託者は、委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守してください。

- (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

- (3) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

- (4) 立入検査等

発注者は、事業の執行の適正を期すため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。

8 業務の継続が困難となった場合の措置について

発注者と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の取消しができます。この場合、発注者に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

- (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、発注者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

9 その他

最優秀提案者が、審査会の日から本契約締結の日までの期間内に県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、その者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8501

岐阜市藪田南二丁目1番1号（岐阜県警察本部4階）

岐阜県警察本部警務部警務課人事第一係

T E L : 058-271-2424（内線2633）

F A X : 058-272-9055

電子メールアドレス：gifupolice-saiyou@pref.gifu.lg.jp